○「代表者の職務執行停止、職務代行者選任の有無」について

　　裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において※１民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

※１　第24条

　裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

○「代理人の有無」について

　　「代理人」は、※２地方自治法第260条の８の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

※２

第260条の8　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。